

福岡女学院大学・短期大学部における公的研究費の運営・管理に関する行動規範

2015(平成27)年8月10日策定

前学長 高島 一路

学長 阿久戸光晴

福岡女学院大学・短期大学部(以下「本学」という。)は、キリスト教に基づく建学の精神に則り、公的性格を有する学術研究の信頼性と公正性を担保し、本学の学術研究業務に対する社会の信頼を確保するため、研究等を遂行する上での行動(態度)の基準を行動規範として次のとおり定める。

本学の研究者(研究に関わる学生を含む)及び事務職員等(以下「研究者等」という。)は、これを誠実に実行しなければならない。

1. 研究者等は、公的研究費が大学の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり、関係する法令・通知及び本学が定める規程等、並びに事務処理手続き及び使用ルールを遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めなければならない。また、事務職員は、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費の使用に当たり取引業者との関係において社会の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等の知識習得、事務処理手続き及び使用ルールの理解に努めなければならない。

(注) 公的研究費とは、私立大学等経常費補助金、科学研究費、公的機関から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金等を財源として本学で扱うすべての経費をいう。